

2024年3月

各位

全労働省労働組合

中央執行委員長 鎌田 一

**「現下の雇用失業情勢をふまえた労働行政体制の整備をめざす請願署名」  
への賛同のお願い**

貴組織のご活躍に心より敬意を表しますとともに、私ども全労働省労働組合（全労働）の運動に対する日頃からのご支援・ご協力に厚くお礼申し上げます。

政府は23年5月に「新しい資本主義実現会議」の中で「三位一体の労働市場改革」の指針を示し、①リスキリング、②職務給の導入、③労働移動支援を一体で進めるとしています。また、労働行政はそれ以外にも、働き方改革、最低賃金引上げ、就職氷河期対策、同一労働同一賃金の遵守徹底などの重要な施策を担っています。さらに、10月に施行予定のいわゆる「フリーランス保護法」は委託契約の当事者を保護する法律であり、厚労省と中小企業庁、公正取引委員会の3者で所管するなどこれまでとは違った行政運営が必要になります。一方、1月1日に発生した能登半島地震に伴う雇用調整助成金や雇用保険などの相談も急増しており、自ら被災した職員が全国応援に支えられながら業務を担っています。

このように、労働行政に対する需要が増え続ける中、労働行政の職場はこれまでの定員削減によって、不十分な職場体制を強いられており、メンタル疾患による休職者は国家公務員全体の平均値を上回る結果となっています。

今後、新型コロナウイルス感染症や物価高騰などによって疲弊した社会に対し、上記の重要施策を力強く展開することによって労働者・国民の雇用の安定や労働条件の確保を図ることがますます重要になります。そのため、これらの課題を担う労働行政体制の整備・強化を図ることが喫緊に求められています。

こうした観点から、全労働は「現下の雇用失業情勢をふまえた労働行政体制の整備をめざす請願署名」（国会請願署名）をとりくむこととしました。

つきましては、請願の趣旨にご賛同いただき、署名にご協力をいただきますようお願い申し上げます。なお、開会中の国会での請願採択をめざしていることから、5月7日（火）までに下記あて送付いただきますようお願い致します。

**全労働省労働組合（全労働）**

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

中央合同庁舎5号館18階

☎ 03-3502-6787 FAX 03-3502-6570

## 現下の雇用失業情勢を踏まえた 労働行政体制の整備をめざす請願署名

年 月 日

紹介議員

請願人 住所

氏名

(印)

### 請 願 趣 旨

新型コロナウイルス感染症は5月8日に感染症法上の5類に引き下げられましたが、いまだに雇用調整助成金や新型コロナウイルス感染症対応休業支援金などの不正受給対応が求められています。一方、政府は5月に「新しい資本主義実現会議」の中で「三位一体の労働市場改革」の指針を示し、①リスキリング、②職務給の導入、③労働移動支援を一体で進めるとしています。また、労働行政はそれ以外にも、働き方改革、最低賃金引上げ、就職氷河期対策、同一労働同一賃金の遵守徹底など政府の重要な施策を担っています。さらに、23年6月に成立したいわゆる「フリーランス保護法」は委託契約の当事者を保護する法律であり、厚労省と中小企業庁、公正取引委員会の3者で所管するなど、これまでとは違った行政運営が必要になります。

このように、労働行政に対する需要が増え続ける中、労働行政の職場はこれまでの定員削減の結果、不十分な職場体制を強いられており、労働行政の職場におけるメンタル休職者は国家公務員全体の平均値を上回る結果となっています。

今後、新型コロナウイルス感染症によって疲弊した社会に対応し、上記の重要施策を力強く展開することによって労働者・国民の雇用の安定や労働条件の確保を図ることがますます重要になっています。そのため、これらの課題を担う労働行政体制の整備・強化を図ることが喫緊に求められています。

以上の趣旨に立って、私たちは次の請願を行うものです。

**全労働省労働組合(全労働)**

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

中央合同庁舎5号館18階

☎ 03-3502-6787

# 請 願 事 項

新型コロナウイルス感染症は5月8日に感染症法上の5類に引き下げられましたが、いまだに雇用調整助成金や新型コロナウイルス感染症対応休業支援金などの不正受給対応が求められています。一方、政府は5月に「新しい資本主義実現会議」の中で「三位一体の労働市場改革」の指針を示し、①リスクリング、②職務給の導入、③労働移動支援を一体で進めるとしています。また、労働行政はそれ以外にも、働き方改革、最低賃金引上げ、就職氷河期対策、同一労働同一賃金の遵守徹底など政府の重要な施策を担っています。さらに、23年6月に成立したいわゆる「フリーランス保護法」は委託契約の当事者を保護する法律であり、厚労省と中小企業庁、公正取引委員会の3者で所管するなど、これまでとは違った行政運営が必要になります。

このように、労働行政に対する需要が増え続ける中、労働行政の職場はこれまでの定員削減の結果、不十分な職場体制を強いられており、労働行政の職場におけるメンタル休職者は国家公務員全体の平均値を上回る結果となっています。

今後、新型コロナウイルス感染症によって疲弊した社会に対応し、上記の重要施策を力強く展開することによって労働者・国民の雇用の安定や労働条件の確保を図ることがますます重要になっています。そのため、これらの課題を担う労働行政体制の整備・強化を図ることが喫緊に求められています。

1. 政府の重要施策である働き方改革、就職氷河期世代への支援、同一労働同一賃金などの雇用・労働施策を充実させること。
2. 大幅に増加する行政需要に対応し、労働者・国民の権利保障を図るため、労働行政の体制整備を行うこと。

以 上

※氏名、住所の記入欄に「同上」「〃」は不可、住所は丁目、番地まで記入をお願いします。

氏 名	住 所
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県

【署名にご協力いただいた皆さまへ】ご記載いただいた住所・氏名については、国会への提出以外には一切使用しません。

全労働省労働組合

労働行政の体制が

全然足りないって

ピーンラコト!?

よバズの働き手に  
ディセクトワークを

今までありがとう  
ございました

浦島太郎 退職

金太郎 退職

一寸法師 退職



## 『賃金引上げ』や『リ・スキリング』など重要施策が目白押し

政府は「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした新しい資本主義を実現するとして「新しい資本主義実現会議」を立ち上げ、経済政策の立案などを行っています。この中では労働分野も大きく取り上げられており、具体的には「三位一体の労働市場改革の指針」が昨年5月に策定されました。ここでは、①リ・スキリングによる能力向上支援、②個々の企業の実態に応じた職務給の導入、③成長分野への労働移動の円滑化を進めるとされており、これらを通じて構造的な賃上げや賃金格差

の解消（同一労働同一賃金の遵守徹底等）をめざすとしています。

また、政府は昨秋、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を策定するとともに、これに関する補正予算を編成しました。この中では、その前段に厚労省が策定した「年収の壁・支援強化パッケージ」も強調されており、各種助成金の拡充などが盛り込まれています。

これらはいずれも政府が最も力を入れている重要施策であるとともに、労働行政がその実務を担います。

## 労働法制・雇用施策の見直しには行政第一線の視点を

厚労省は政府が掲げる政策への対応のほか、労働法制・雇用施策の推進を様々に図っています。

まず、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」が昨年4月に成立し、今年10月の施行が予定されています。これは、いわゆるフリーランスの保護を図るものであり、厚労省、中小企業庁、公正取引委員会の3省庁が所管します。

あわせて、厚労省の労働政策審議会では両立支援制度の見直しに向けた議論が進んでおり、今後は育児・介護休業法や次世代育成支援対策推進法の改正が予定されています。そして、これらの法律を所掌するのも雇用環境・均等部（室）であり、体制拡充が不可欠です。

次に、時間外労働の上限規制について、適用猶予がすべて終了し、今年4月より全面適用となります。この点、「2024年問題」として注目を浴びていますが、これまで猶予対象となっていた業種・業界への指導には粘り強い対応が求められます。

さらに、雇用保険制度の見直しに向けた議論も進んでいます。特に、雇用保険の適用拡大と給付制限の見直しは制度の根幹に関わるものであり、セーフティネットとしての役割を果たせるのか慎重に検討しなければなりません。

以上のように、今後も労働法制・雇用施策の見直しが種々行われようとしており、労働行政の体制整備とあわせて行政第一線の視点を踏まえた制度設計が求められます。